

米原市スポーツ少年団交流大会開催補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この補助金は、米原市スポーツ少年団加盟各単位団（以下単位団という。）の市内における交流大会の開催を支援することによって、単位団活動の活性化、競技レベルの向上、団員の交流を図ることを目的とし、単位団または複数の単位団からなる団体、（複数の場合は、代表の単位団）に対し予算の範囲内で交付します。

(対象)

第2条 補助対象は、米原市スポーツ少年団に加盟する単位団または複数の単位団からなる団体が主体となって、市内における同一種目の単位団が参加できる交流大会を開催した場合、下記条件により年間1大会を対象として予算の範囲内で補助金を交付します。

ただし、市内に同一種目団が1団しかない場合に限り、他市の複数の団と交流大会を開催する場合は、下記条件により年間1大会を対象として予算の範囲内で補助金を交付します。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとします。

名 称	大 会 参 加 人 数	金 額
交流大会開催補助金 (複数単位団の場合)	50人未満	20,000円以内
	50人以上150人未満	30,000円以内
	150人以上250人未満	40,000円以内
	250人以上	50,000円以内
交流大会開催補助金 (一単位団のみの場合)		10,000円以内

★ 参加人数は、当日の試合参加登録者の総人数（重複者は除く）とする。

(交付申請)

第4条 この補助金を受けようとする単位団（複数の場合は、代表の単位団）は、米原市スポーツ少年団に毎年9月末日までに補助金交付申請書（様式4-1）を提出します。

(交付決定)

第5条 本部長は、前条の規定により、単位団（複数の場合は、代表の単位団）から申請があった場合は、第3条の規定により補助金の額を決定します。

(実績報告)

第6条 第4条により申請した単位団（複数の場合は、代表の単位団）は、事業実施後すみやかに交付決定に基づき、事業実績報告書（様式4-5）を米原市スポーツ少年団に提出します。

(補助金の交付)

第7条 本部長は、前条の規定による書類を受理した場合、その内容を審査後、額の確定を経て、補助金の交付を請求できます。

2 また、前号の規定にかかわらず申請者より概算払の請求があった場合は、補助金の交付をすることができます。この場合、実績報告を審査し、補助金額の確定の後、精算書（様式4-10）を提出する必要があります。

(その他)

第8条 その他必要な事項については、米原市スポーツ少年団本部長が定めます。

付 則 この要綱は、公布の日から施行し、平成17年 4月 1日から適用する。
この要綱は、公布の日から施行し、平成18年 4月 1日から適用する。
この要綱は、公布の日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。
この要綱は、公布の日から施行し、平成20年 4月 1日から適用する。

★ 補助金申請について

1. 補助金の対象となる団体について

- ① 次の条件を満たすもの
 - ・米原市スポーツ少年団に加盟する単位団または複数の単位団からなる団体
 - ・市内における同一種目の単位団が参加できる交流大会を主催として開催した単位団または、複数の単位団からなる団体。
- ② 一度対象となった単位団（複数の場合も含む）は、2回目以降対象となりません。
- ③ 複数の団体で1度申請した場合、単独での対象となりません。

2. 基準人数について

- ① 基準となる人数は、その大会に参加登録した団員および指導者の人数のうち、日本スポーツ少年団に登録している団員および指導者の人数を基準とする。

3. 交付申請手続き方法について

- ① 補助対象者は、その大会を実施する前に別紙補助金交付申請書（様式4-1、4-2、4-3）にて申請します。
- ② 審査後、補助金交付決定通知（様式4-4）があります。
 - 概算払の補助金交付の場合、交付決定通知後において、補助金（概算払）交付請求書（様式4-9）により請求できます。
- ③ 事業終了後すみやかに、補助金実績報告（様式4-5、4-6、4-7）します。
- ④ 実績審査後補助金額の確定（様式4-8）があります。
 - 補助金概算払の場合、確定通知後すみやかに精算書（様式4-10）を提出してください。
- ⑤ 確定後残補助金を請求（様式4-9）できます。

4. 注意事項

補助金の対象となる大会は、市スポ少に登録している同一種目の単位団が出場することができる大会を開催する場合です。ただし、各単位団の事情によりすべての単位団が参加できない場合もありますので、その場合は、申請時にその旨の理由書（様式は任意）を添付してください。